

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800006号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800014号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年4月1日に訂正し、平成6年3月から同年8月までの標準報酬月額を16万円、平成6年9月から平成7年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成6年3月31日から平成7年4月1日まで
②平成17年7月6日から平成25年5月1日まで

請求期間①について、A事業所には、平成5年4月から平成7年3月末までC職として勤務しており、雇用保険の記録も確認できるが、年金記録では、退職日の1年前の平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

請求期間②について、B事業所には、平成17年7月6日からアルバイト従業員として勤務し、勤務日数や勤務時間は正社員と同等であったが、年金記録では、平成25年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所における雇用保険の被保険者記録によると、請求者の離職日は平成7年3月31日であることが確認できる上、複数の同僚は、請求者が同日に退職したことを記憶していることから判断すると、請求者は、請求期間①において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成7年3月31日付けで、請求者の資格喪失日は、平成6年9月1日の随時改定を取り消した上で、平成6年3月31日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成7年3月31日において、当初、平成6年3月31日より後の日をA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に、同喪失日を平成6年3月31日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録(資格

取得日及び資格喪失日)を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A事業所は、商業・法人登記簿謄本により、請求期間①において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、A事業所の当初の全喪処理は、平成7年3月7日に行われ、同月中の平成7年3月31日には、全喪日を平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所(当時)に納付すべき保険料が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成7年3月7日とする処理、及び同喪失日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、当該不合理な遡及訂正処理を行った平成7年3月31日において、請求者が当該事業所に勤務していたことが推認できることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A事業所における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、平成6年3月から同年8月までは16万円、平成6年9月から平成7年3月までは20万円とすることが妥当である。

請求期間②について、請求者が所持する出退勤記録及びB事業所から提出された労働者名簿により、請求者は、請求期間②において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、請求者が所持する請求期間②の一部に係る給与支給明細書によると、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、「請求期間②当時、B事業所から、アルバイト従業員は厚生年金保険に加入させないと言われており、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。そのため、国民年金保険料を納付していた。私は、待遇の改善を求めて労働組合を結成し、事業主と交渉した結果、平成25年5月1日から厚生年金保険に加入することができた。」と具体的に述べており、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B事業所は、当初、請求者を厚生年金保険に加入させていなかったが、請求者が加入した労働組合から法律違反である旨の指摘を受け、その後の団体交渉によって、平成25年5月1日から請求者を同保険に加入させることになったと回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800011号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800003号

第1 結論

昭和55年12月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年12月から昭和56年3月まで

昭和55年5月に前職を退職した後、すぐに母と一緒にA市役所へ行って国民年金の加入手続を行い、昭和55年6月頃に昭和55年6月から昭和56年3月までの国民年金保険料7万円程度を一括納付した。

昭和55年12月に就職したため、請求期間は厚生年金保険の被保険者期間となっているが、上記のとおり国民年金保険料を納付したので、請求期間について国民年金保険料納付済期間であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和55年6月頃に払い出されたものと推認されることから、国民年金の加入手続は、昭和55年6月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期は一致する。

しかしながら、請求者が一括納付したとする昭和55年6月から昭和56年3月までの国民年金保険料の合計額(7万円程度)は、当該期間の保険料を実際に納付した場合に必要な保険料の合計額と大きく相違している。

また、厚生年金保険被保険者原票により、請求者は、請求期間を含む昭和55年12月8日から昭和60年12月29日までの期間について厚生年金保険に加入していることが確認できることから、請求者が昭和55年6月頃に昭和55年6月から昭和56年3月までの国民年金保険料を一括納付した場合には、請求者に係る国民年金被保険者台帳が保存されることになるが、日本年金機構の紙台帳検索システムにおいて当該被保険者台帳は確認できない上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間は国民年金に未加入の期間となっており、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について証言してくれる者として請求者の母を挙げていることから、請求者の母に照会したものの、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。